

# 武雄労働基準監督署からのお願い 建設業の事業主のみなさまへ

## 工事現場以外の作業でも安全衛生対策を万全にしましょう！

### 建設業の労働災害発生状況

武雄労働基準監督署管内で発生した令和2年から令和7年までの建設業における休業4日以上労働災害のうち、会社の倉庫、資材置場、加工場などの工事現場以外の場所（以下「土場等」といいます。）で発生したものが4分の1程度（過去6年の平均）を占めており、**死亡災害も発生**しています。

武雄労働基準監督署管内における休業4日以上建設業における労働災害発生状況

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (速報値)	合計
死傷者数	32 (うち死亡1)	29	40 (うち死亡1)	38 (うち死亡1)	35	22 (うち死亡1)	196 (うち死亡4)
うち土場等 での死傷者数	5	8	7	11 (うち死亡1)	9	8	48 (うち死亡1)

※ R4～コロナ感染症を除く。

### 土場等での作業における安全衛生対策

土場等で発生した労働災害を調査してみると、労働安全衛生法に規定された措置や基本的な安全衛生対策が講じていないケースが多く認められます。

具体的には、高所作業時に墜落防止措置を講じていない、保護帽（ヘルメット）や保護具を着用していないなどです。

工事現場では発注者からの要請、関係請負人への配慮などにより、災害防止に対する意識が高くなるものの、土場等では、慣れた場所での作業、部外者の目が届きにくいなどの理由で、安全衛生対策を講じることなく、安易に危険・有害な作業を行わせていることが窺えます。

建設業における労働災害が減少するよう、**土場等での作業においても、工事現場と同様の安全衛生対策を講じていただく**ようお願いします。

# 武雄労働基準監督署管内で発生した土場等での災害事例

発生年月	性別	年齢	業種	事故の型	起因物	休業 見込期間	発生状況（労働者死傷病報告等を基に記載）	原因等
令和4年4月	男	20歳代	道路建設 工事業	飛来 落下	研削盤 パフ盤	30日	自社資材置き場にて、クリップ（工具）をワイヤーグラインダーで研磨作業を行っていたところ、飛来したワイヤーが作業者の右眼球に刺さったもの。	・保護めがね未着用 ・労働安全衛生規則第106条第1項違反
令和4年7月	男	60歳代	道路建設 工事業	墜落 転落	開口部	12か月	自社倉庫内の階段を移設する際に生じた2階の開口部を塞ぐ作業中、仮溶接した床材を踏んでしまい、高さ3.16メートルから墜落したもの。	・墜落防止措置なし ・労働安全衛生規則第519条第2項違反
令和5年8月	男	60歳代	上下水道 工事業	挟まれ 巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	死亡	自社の工場兼倉庫敷地内において、トラクター・ショベルでダンプトラックに砂を積み込む作業中に、（サイドブレーキをかけていなかったため）ダンプトラックが逸走したことから、トラクター・ショベルを運転していた被災者は、エンジンを切らずに運転席を離れてダンプトラックに駆け寄ったところ、無人で自走してきたトラクター・ショベルとダンプトラックの間に挟まれたもの。（災害発見時の状況から推定）	・建設機械の運転の業務に係る特別教育の未実施 ・労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第9号）違反
令和5年10月	男	60歳代	道路建設 工事業	墜落 転落	脚立	3か月	自社倉庫兼資材加工所において、脚立（天板までの高さ1.8メートル）を使って不要な合板1枚を高所で保管しようとしたところ、体勢を崩して、脚立が傾き転落、後頭部をコンクリート床面に強打したもの。	・保護帽未着用（高所、ら物体が落下するおそれのある場所では保護帽の着用を習慣化させましょう。）
令和6年3月	男	50歳代	道路建設 工事業	激突され	移動式 クレーン	30日	自社作業場において、伐採した樹木を片付けるため、クレーン機能付きドラグ・ショベルで樹木をつり上げたところ、つり上げた樹木が他の樹木と絡まって跳ね上がり、近くで作業をしていた作業員に激突したものの。	・物体の飛来による危険を防止するための措置なし（労働安全衛生規則第538条違反の可能性あり）
令和7年3月	男	50歳代	木造家屋 建築工事業	切れ こすれ	丸のこ盤	30日	自社作業場において、現場で使用する木材を電動丸のこ盤で切断中、当該丸のこ盤が反発し、右太ももに接触したものの。	・携帯用丸のこ盤による災害は多く、死亡災害も発生しています。キックバック軽減装置が搭載されたものを使用する、切断中の加工材が下方にたわまないような安全な加工台を用いる等の設備的な対策を講じるとともに、安全な作業手順等について教育することが大切です（参考：平成22年7月14日付け基安発0714号『建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について』）。
令和7年4月	男	60歳代	その他の 建設業 （設備工事）	切れ こすれ	丸のこ盤	2か月	自社敷地内において、携帯用丸のこ盤を用いて材木を切断していたところ、当該丸のこ盤がキックバックして太ももに接触したものの。	

## ここにも注意

建設現場で発生したにもかかわらず、「土場等で発生した」との虚偽の内容を記載して労働者死傷病報告を提出する『労災かくし』が後を絶ちません。同種災害を発生させないためにも事実を記載した労働者死傷病報告をご提出ください。

こちらも  
チェック



（なくそう労災かくし）

お問合せ先

武雄労働基準監督署

TEL：0954-22-2165 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

